

相続手続きチェックリスト

【使い方】①各□にチェックしながら手続きを進める ②赤字は期限あり・優先対応 ③専門家が必要なケースはPART4を確認

PART 1 相続手続きチェックリスト

① 死亡直後～7日以内

| 手続き内容 | 手続き先 | 完了□ |
|---|--------|-----|
| <input type="checkbox"/> 死亡届の提出 (7日以内・義務) | 市区町村役場 | |
| <input type="checkbox"/> 葬儀社への連絡・葬儀の手配 | 葬儀社 | |

② ～3か月以内 (相続放棄の期限)

| 手続き内容 | 手続き先 | 完了□ |
|--|--------------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> 遺言書の有無を確認 (公正証書・自筆・法務局保管) | 法務局・自宅など | |
| <input type="checkbox"/> 相続人の確定 (戸籍収集: 出生～死亡まで) | 市区町村役場・行政書士 | |
| <input type="checkbox"/> 財産・負債の調査 (預貯金・不動産・株・借金) | 各金融機関・法務局 | |
| <input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認の判断と手続き | 家庭裁判所 (弁護士・司法書士にご相談ください) | |
| <input type="checkbox"/> 健康保険証の返却 | 市区町村役場・勤務先 | |
| <input type="checkbox"/> 年金受給停止届の提出 | 年金事務所・市区町村 | |
| <input type="checkbox"/> 未支給年金の請求 | 年金事務所・市区町村 | |
| <input type="checkbox"/> 各種サブスク・デジタルサービスの停止 | 各サービス窓口 | |

③ ～4か月以内 (準確定申告の期限)

| 手続き内容 | 手続き先 | 完了□ |
|--|-------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> 準確定申告 (給与・事業所得があった場合) | 税務署 (税理士にご相談ください) | |

④ ～10か月以内 (相続税申告の期限)

| 手続き内容 | 手続き先 | 完了□ |
|--|-------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> 遺産分割協議・遺産分割協議書の作成 | 行政書士 | |
| <input type="checkbox"/> 相続税申告 (基礎控除超えの場合) | 税務署 (税理士にご相談ください) | |
| <input type="checkbox"/> 預貯金・証券口座の名義変更・解約 | 各金融機関 | |
| <input type="checkbox"/> 生命保険金の請求 | 各保険会社 | |
| <input type="checkbox"/> iDeCo 死亡一時金の請求 (5年以内) | 加入先金融機関 | |

⑤ 3年以内 (相続登記の義務)

| 手続き内容 | 手続き先 | 完了□ |
|--|------------|-----|
| <input type="checkbox"/> 不動産の相続登記 (3年以内・正当な理由なく期限を過ぎると過料の対象になる場合があります) | 法務局 (司法書士) | |

PART 2 各種名義変更・解約手続き

| | 手続き内容 | 手続き先 | 完了□ |
|--------------------------|-----------------------|--------------|-----|
| <input type="checkbox"/> | クレジットカードの解約 | 各カード会社 | |
| <input type="checkbox"/> | 公共料金（電気・ガス・水道）の名義変更 | 各事業者 | |
| <input type="checkbox"/> | 固定電話・携帯電話の解約または名義変更 | 各通信会社 | |
| <input type="checkbox"/> | インターネット・NHKの解約または名義変更 | 各事業者 | |
| <input type="checkbox"/> | 自動車の名義変更（移転登録） | 運輸支局（司法書士等） | |
| <input type="checkbox"/> | パスポートの返納（失効手続き） | 旅券センター・市区町村 | |
| <input type="checkbox"/> | 運転免許証の返納（任意） | 警察署・運転免許センター | |
| <input type="checkbox"/> | マイナンバーカードの返納 | 市区町村役場 | |
| <input type="checkbox"/> | 借地・借家の名義変更 | 賃貸人・管理会社 | |
| <input type="checkbox"/> | 農地の相続届出 | 農業委員会・法務局 | |
| <input type="checkbox"/> | 山林の相続登記または国庫帰属の検討 | 法務局（司法書士） | |

PART 3 受け取れるお金チェックリスト

※申請しないと受け取れないものが多数あります。期限内に必ず確認してください。

| | 項目 | 請求先 | 期限（目安） | 完了□ |
|--------------------------|-----------------|-------------|----------|-----|
| <input type="checkbox"/> | 生命保険金 | 各保険会社 | 3年（消滅時効） | |
| <input type="checkbox"/> | 死亡退職金・弔慰金 | 勤務先・人事担当 | 会社規定による | |
| <input type="checkbox"/> | 未支給年金 | 年金事務所・市区町村 | 5年 | |
| <input type="checkbox"/> | 葬祭費（国民健康保険） | 市区町村役場 | 2年 | |
| <input type="checkbox"/> | 埋葬料（健康保険・協会けんぽ） | 協会けんぽ・健保組合 | 2年 | |
| <input type="checkbox"/> | 高額療養費の還付 | 健康保険組合・市区町村 | 2年 | |
| <input type="checkbox"/> | iDeCo 死亡一時金 | 加入先金融機関 | 5年 | |
| <input type="checkbox"/> | 個人年金保険の死亡給付金 | 各保険会社 | 保険による | |
| <input type="checkbox"/> | 労災保険の遺族補償給付 | 労働基準監督署 | 5年 | |
| <input type="checkbox"/> | 遺族基礎・厚生年金 | 年金事務所・市区町村 | 5年 | |
| <input type="checkbox"/> | 児童扶養手当（ひとり親家庭） | 市区町村役場 | 申請月翌月から | |

PART 4 専門家への相談が必要なケース

△ 弁護士への相談を推奨するケース

- ・相続人の中でトラブルや話し合いが難しい状況になっている
- ・遺留分（最低限の取り分）の請求をされた、またはしたい場合や、相続放棄の判断が難しい場合

△ 司法書士への相談を推奨するケース

- ・家族信託の設計・設定が必要な場合や、裁判所への提出書類の作成業務を依頼する場合
- ・相続人の中に行方不明の方がいる場合

△ 税理士への相談を推奨するケース

- ・遺産の総額が基礎控除（3,000万円＋600万円×相続人の人数）を超える可能性がある場合
- ・準確定申告が必要な場合（相続開始から4か月以内）
- ・相続税の節税対策・申告が必要な場合や、相続人が海外在住で、現地の税務申告も必要な場合

△ 特殊なケースの注意点

- 【亡くなった方や相続人に成年後見人がついている場合】
⇒ 後見人の権限の範囲を確認し、家庭裁判所への報告が必要になる場合があります。司法書士・弁護士にご相談ください。
- 【相続人の中に18歳未満の方がいる場合】
⇒ 親と子どもが同じ相続で利益が対立する場合は、家庭裁判所に「特別代理人」の選任を申立てる必要があります。
- 【相続人の中に海外在住の方がいる場合】
⇒ 現地の日本大使館・領事館で「サイン証明」が必要です。国際業務に詳しい弁護士・税理士にご相談ください。
- 【遺産の中に農地がある場合】
⇒ 農地を相続した場合は、農業委員会への届出が必要です（相続開始を知った日から10か月以内）。
- 【山林や使い道のない土地がある場合】
⇒ 一定の条件を満たせば、国に土地を引き取ってもらえる「相続土地国庫帰属制度」の活用を検討してください。
- 【相続人の中に連絡が取れない方・行方不明の方がいる場合】
⇒ 裁判所に「不在者財産管理人」の選任を申し立てる手続きが必要になります。数か月の期間と費用（予納金）がかかるため、早めに司法書士・弁護士にご相談ください。
- 【相続人の中で話し合いが難しい場合】
⇒ 遺産分割の調停・交渉は弁護士の業務になりますので、お手数ですが弁護士にご相談ください。

【免責事項】

本チェックリストは一般的な情報提供を目的としており、法的助言を提供するものではありません。相続手続きは個別の事情により内容・期限・手続き先が異なります。具体的なご相談は専門家にお問い合わせください。本資料の内容は作成時点の法令に基づいており、法改正により変更される場合があります。

行政書士 高橋大輔事務所

三重県行政書士会所属

登録番号：26210273

初回相談無料・三重県全域出張対応

相続手続き・遺言書作成のご相談はお気軽に



無料相談はこちら